

受付がはじまりました

臨時福祉給付金の申請

広報6月号でお知らせいたしました『臨時福祉給付金』の申請受付が始まりました。

給付の対象者等の詳細は次のとおりです。

■対象者

平成27年1月1日時点で、周防大島町に住民票があり、平成27年度分の市町村民税(均等割)が課税されていない方。

ただし、市町村民税(均等割)が課税されている方に扶養等されている方や、生活保護制度の被保護者となっている方などは対象外です。

■給付額

対象者1人につき6000円

■申請手続き

給付の対象となる可能性のある方へ、8月上旬ごろ郵便(封書)でご案内しています。申請書の記載内容を確認いただき、必要事項等を記入・押印のうえ必要資料と共に、最寄りの役場総合支所・出張所または福祉課へご提出ください。(返信用封筒による郵送提出も可能です。)

■申請期限

11月中旬(詳しくは郵送した案内をご覧ください。)

◆申請方法に関するお問い合わせ
福祉課 民生福祉班

☎0820(77)5505

※市町村民税の課税状況の確認は、電話による回答は対応できません。

◆制度に関するお問い合わせ

厚生労働省 給付金専用ダイヤル
☎0570(037)192

忘れていませんか？

『子育て世帯臨時特例給付金』の申請

申請の期限は9月7日(月)までです

広報6月号でお知らせいたしました『子育て世帯臨時特例給付金』の申請期限は、9月7日(月)までとなっています。

給付の対象となるのは、平成27年6月分の児童手当(特例給付を除く)の支給を受ける方となっております。6月上旬に「児童手当現況届」のご案内と共に『子育て世帯臨時特例給付金』の申請のご案内を送付しています。

申請がまだの方は、福祉課又は最寄りの役場総合支所・出張所へ期限までに忘れずに申請してください。

なお、平成26年中の所得状況により、給付が受けられなくなる場合もあります。すことをご了承ください。



また、給付金の支給は、平成27年10月中旬頃を予定しています。

※公務員(国県市町職員・警察官・消防署員等)の方へ

勤務先の児童手当担当部署(給与担当部署)等より、『子育て世帯臨時特例給付金』申請案内がありますので、その指示に従い9月7日(月)までに福祉課または最寄りの役場総合支所・出張所へ申請して下さい。

勤務先より案内の無い方は、勤務先の担当部署にお問い合わせください。

◆問い合わせ 福祉課 民生福祉班
☎0820(77)5505

や な い 警 察 署

だ よ り

自転車盗被害を防ごう！



柳井署管内で発生した自転車盗の多くは無施錠で駐輪中に被害に遭っています。被害防止のため、自転車を駐輪する際は、必ず鍵をかけましょう。特に夏休み等で長い間利用しない自転車は確実に施錠しましょう。 ※自転車の鍵と一緒にワイヤー錠等で「ツーロック」すると防犯効果が高まります。

◆問い合わせ 周防大島幹部交番 ☎0820(72)0110
柳井警察署 ☎0820(23)0110